

暴力団排除条項の導入に伴う貯金規定の一部改定について

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成 23 年 1 月 1 日付で普通貯金規定、普通貯金無利息型（決済用）に暴力団排除条項を導入し、同日より新規定の適用を開始することとしました。

また、平成 25 年 3 月 1 日付で当座性貯金^{*1}、定期性貯金^{*2}、財形貯金^{*3}の各規定についての共通事項を、共通規定として集約し、当座性貯金共通規定、定期性貯金共通規定、財形貯金共通規定を新設したうえ、各々の共通規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新規定の適用を開始することとしました。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

- ※1 普通貯金、総合口座、普通貯金無利息型（決済用）、総合口座（普通貯金無利息型）、貯蓄貯金および納税準備貯金。
- ※2 自由金利型定期貯金（M型）、自由金利型定期貯金、期日指定定期貯金、変動金利定期貯金、積立式定期貯金、定期積金および通知貯金。
- ※3 一般財形貯金、財形年金貯金および財形住宅貯金。

【対象となる貯金規定】

- ① 当座性貯金共通規定
- ② 定期性貯金共通規定
- ③ 財形貯金共通規定

【改正内容】

暴力団排除条項の導入。

暴力団排除条項とは、貯金者（またはこれから貯金取引を開始しようとする者）等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。以下は、①当座性貯金共通規定に導入しております暴力団排除条項ですが、②③につきましても、同様の暴力団排除条項を導入しております。

【当座性貯金共通規定】

1.～7. 略

8.（解約等）

(1) 略

(2) 略

(3) この貯金口座は、第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任をこえた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

(4) 略

(5) 略

9.～11. 略